

猪 名 川 町 から 転 出 さ れ る 皆 さ ま へ

猪名川町役場 電話 072-766-0001(代表)

下記についてお手続きが必要な方は、各担当課で手続きをしてください。

※担当課の前の数字は、各課の窓口番号です

チェック	対象者	手続きの内容	担当課
☐	印鑑登録をしている方	登録は転出日(予定日)をもって廃止されます。 登録カードを返却ください	④ 住 民 課
☐	マイナンバーカードまたは 住民基本台帳カード所持者	転出者全員の新住所記載の手続きを転入先でしてください	
☐	国民健康保険の加入者	資格喪失の手続き(被保険者証の返還)をするとともに国民健康保険税の精算をしてください	② 保 険 課
☐	後期高齢者医療の加入者	資格喪失の手続きとともに被保険者証をお返しく下さい	
☐	介護保険加入者(65歳以上の方) 要介護認定を受けている方	資格喪失の届出(被保険者証、各認定証の返還)をするとともに要介護認定を受けている方は、受給資格証明書の交付を受けてください	
☐	福祉医療の受給者 (高齢期移行・高齢重度障害者・重度障害者・乳幼児・子ども・母子家庭など)	転出の手続きとともに、医療受給者証をお返しく下さい (必要場合は、証明発行窓口で所得証明書の交付を受けてください)	⑤ こども課 (乳幼児・子ども・母子家庭など)
☐	緊急通報装置の貸与者	町外へ転出される方は、装置一式を返却してください。	⑥ 福 祉 課 (高齢期移行・高齢重度障害者・ 重度障害者・緊急通報装置)
☐	児童手当の受給者	受給資格の消滅手続きをしてください	⑤ こども課
☐	児童扶養手当の受給者	町外に転出される方は、手続きをしてください	
☐	特別児童扶養手当の受給者	町外に転出される方は、手続きをしてください	
☐	保育所・認定こども園・留守家庭児童育成室の利用者	町外に転出される方は、手続きをしてください	
☐	バイク(125cc 以下)の所有者	ナンバープレート・標識交付証明書を持参の上、廃車手続きをしてください (廃車済書を交付します)	⑦ 税 務 課
☐	猪名川町に固定資産を所有している方	海外へ転出される方は、手続きをしてください	⑦ 税 務 課
☐	犬の登録変更	転出先の市区町村で手続きをしてください	⑧ 農 業 環 境 課
☐	タブレット型戸別受信器の貸与者	町外へ転出される方は機器を返却ください	③ 生 活 安 全 課 (本庁舎 2 階)
☐	水道の閉栓	水道の閉栓手続きを行い、水道料金の精算をしてください	上 下 水 道 課 (第 2 庁 舎 1 階)
☐	小・中学校への転退学	町立学校に在籍していた場合は、転出届の写しを現在の学校へ持参のうえ、転校用在学証明書および教科書給与証明書の交付を受けてください。その他の場合は、町教育委員会で手続きをしてください	教育委員会教育振興課 (第 2 庁 舎 2 階) (TEL 766-6000)
☐	町立幼稚園の退園	現在通っている町立幼稚園に退園届を出してください	通園していた町立幼稚園
☐	し尿汲み取り	汲み取り契約の解除を希望される方は手続きをするとともに還付請求をしてください	クリーンセンター (TEL 768-0818)

転出届後の転入届について

猪名川町から他の市区町村へ転出される方は、新しい住所に住み始めた日（異動届に記入された異動日）から14日以内に新住所地の市区町村役場で転入手続きを行ってください。その際は、必ず転出証明書が必要です。（住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードをお持ちの方は転出証明書を持参する必要はありません。住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードを転入時に持参してください。）

なお、正当な理由がなく14日以内に転入届をされないと住民基本台帳法の規定により過料を課せられることがありますのでご注意ください。

転出予定日までに印鑑証明書や住民票が必要となった場合

印鑑登録証（カード）と 転出証明書（国外へ転出される方は不要）を必ずご持参ください。転出証明書がないと住民票や印鑑証明書の交付はできません。

その他ご不明な点については、窓口でお問い合わせください。

住所変更登記が義務化になります。不動産を所有されている場合、住所に変更があれば管轄の法務局へ届出が必要です。